

令和元年度大分県立爽風館高等学校（3部制課程）秋季転入学試験実施要項

1 出願資格

本校で学ぶ意欲が明確であり、現在、高校に在籍中の者。

※本校通信制課程と併願はできません。

※高校入試（秋季特別入試）を志願する者は、転入学試験を志願することはできません。

2 入学考査料

大分県立の高等学校からの転入の場合・・・・・・・・・・不 要

上記以外の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・950円

3 出願

応募資格を満たす転入学選抜試験受験希望者の在籍する高等学校長は、次に示す関係書類を作成し、提出期間内に、爽風館高等学校長に提出してください。その際、出願予定について、お電話にてご連絡いただきますようお願いいたします。

(1) 提出期間

令和元年8月19日（月）～8月29日（木）

・受付は午前9時から午後4時までとします。

・郵送の場合は「書留」とし、提出期間内必着とします。

(2) 提出書類

①「転学照会」 (在籍校の様式)

②「在学証明書」 (在籍校の様式)

③「意見書」 (本校の様式)

④「単位修得状況調査票」(本校の様式) および 該当生徒に関する教育課程表

⑤「入学願書」 (本校の様式) 志願者本人が作成

※写真(縦4cm×横3cm)の裏に氏名を記入し、願書の所定の位置に貼ってください。

後日、送付される受験票に同じ写真を貼ってください。

⑥「志願理由書」 (本校の様式) 志願者本人が作成

⑦「入学考査料」(大分県立の高等学校に在籍している場合は不要)

⑧「(転入学試験実施通知書・受験票送付用)封筒」(長形3号)

出願校で1部です。学校住所、宛名「〇〇高等学校 学校長殿」を明記してください。

82円切手(志願者が3名以上の場合は92円切手)を貼付してください。

(3) 転入学試験実施通知書および受験票の送付

提出された書類を審査の上、転学照会を行った高等学校長宛てに、「転入学試験実施通知書および受験票」を送付します。

(4) その他

上記(2)の提出書類用紙③～⑥は、7月20日(土)以降本校ホームページからダウンロードできます。様式は予告なく変更される場合もありますので、昨年度分の流用等はせず、必ず最新版を利用してください。

4 募集人員について(転入と編入をあわせた数)

各部・各学科の入学定員の20%程度とします。

5 入学許可者の決定

本校3部制課程を修了するに足る十分な能力・適正があるかどうかを、提出書類及び学力検査と面接の結果を総合的に判断し、入学許可するかどうかを決定します。

(1) 学力検査 : 国語・数学・英語の基礎学力検査を行います。出題範囲は、おおよそ次のとおりです。

国語: 基礎国語力を問う問題から国語総合(高校1年次に学習する内容。ただし漢文を除く。)まで

数学: 基礎数学力を問う問題から数学I(高校1年次に学習する内容。)まで

英語: 基礎英語力を問う問題からコミュニケーション英語I(高校1年次に学習する内容。)まで

(2) 面接 : 個人面接を行います。

(3) 検査日・日程等

① 検査日

令和元年9月10日(火)

② 検査日程等

8:30～8:50 受付

8:50～9:00 諸注意

9:15～10:00 国語(45分)

10:15～11:00 英語(45分)

11:15～12:00 数学(45分)

12:40～ 面接

※ 受験者は受験票の他に、鉛筆(シャープペンシルでも可)、消しゴム(カバーは外す)、定規又は三角定規(ともに長さの目盛り以外がついたものは使用できない)を持参してください。

なお、時計を携帯する場合は、計算機能等が付属していないものを用意してください。

※ 当日、食堂は利用できませんので、弁当を用意してください。(面接終了まで、外出できません。)

(4) 検査場

検査場は、大分県立爽風館高等学校とします。

6 合格者の発表

令和元年9月11日(水)午後3時に、本校1階エントランスで発表します。また、発表後、在籍高等学校長宛てに転学照会回答書を送付します。受験者個人からの問合せには一切応じられません。

7 その他

(1) 県外からの受験

県外からの転居等の特別な理由により、爽風館高校への転入学及び編入学を志願する者は、入学日までに、大分県内に住所を有する(未成年者は保護者と同居)ことが確実であることを証明する書類等を提出して、許可を得る必要があります。希望者は、7月26日(金)までに爽風館高校にお問い合わせください。(転入希望者は高校からお願ひします。)

(2) 受験に際しての特別措置

受験する際に特別な措置が必要な場合は、7月26日(金)までに爽風館高等学校に連絡してください。(転入希望者は高校からお願ひします。) 特別措置の実施は在籍校と協議の上決定します。特別な措置の対象となる方は、以下のとおりです。

① 身体に障がいがあるため、受験する際に特別な措置が必要な方

② 帰国・外国人生徒で、受験する際に特別な措置が必要な方

③ その他の事情で、受験する際に特別な措置が必要な方